

## 税制上の優遇措置

学校法人光星学院は文部科学省より寄付金募集に関わる特定公益増進法人および税額控除対象法人の証明書交付を受けており、本学院に対するご寄付は税制上の優遇措置を受けることができます。(下記参照)

**個人**

### 所得税の控除

税額控除または所得控除のいずれかを選択し、確定申告を行うことで所得税が還付されます。

**税額控除**

寄付金額が年間 2,000 円を超える場合、超えた金額の 40%に相当する額が当該年の所得税から控除されます。

▼ 計算例 寄付金額 3 万円の場合  
 $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{控除額 } 11,200 \text{ 円}$  (所得税額の 25%が限度)

**所得控除**

寄付金額が年間 2,000 円を超える場合、超えた金額が総所得から控除されます。

寄付金額 (所得の 40%が上限) - 2,000 円 = 総所得から控除

**法人**

法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金に参入することが認められています。

**特定公益増進法人**

寄付金の一定限度額まで損金算入ができます。

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$

▼ 計算例 資本金等の額 1,000 万円、当該年度所得 260 万円の場合  
 $(10,000,000 \text{ 円} \times 0.375\% + 2,600,000 \text{ 円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 100,000 \text{ 円}$

※限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができます。

**受配者指定**

日本私立学校振興・共済事業団を通じ、私立学校を指定して寄付することで、全額損金算入ができます。

## お申込み・お問い合わせ先

学校法人光星学院 イノベーション基金事務局 (総務部総務課)

〒031-8544 青森県八戸市美保野 13-98 TEL:0178-30-1411 FAX:0178-30-1422

光星学院

# イノベーションプログラム

(基金)

これからも地域のために貢献します  
 ～感謝と奉仕の精神を持って～

八戸学院大学  
 地域共創学部地域共創学部  
 人間健康科学部人間健康科学科  
 看護学部看護学科  
 別科助産専攻

八戸学院大学短期大学部  
 こども教育学科  
 介護福祉学科

八戸学院図書館  
 八戸学院地域連携研究センター  
 八戸学院健康・スポーツ科学研究所

八戸学院光星高等学校  
 全日制課程 [普通科・保育福祉科]  
 通信制課程 [普通科]

八戸学院野辺地西高等学校  
 総合学科

八戸学院幼稚園 <幼保連携型認定こども園>

八戸学院聖アンナ幼稚園

八戸学院第二しののめ幼稚園

《皆さんに支えていただいた八戸学院》



八戸学院室内練習場



八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部総合実習館



八戸学院大学短期大学部こども教育学科棟



八戸学院光星高等学校



八戸学院幼稚園

## ご挨拶

近年、私学を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、将来のために質の高い教育を提供し、時代に則した人材を送り出すことを目標に、これからも新規投資により学生・生徒・園児や保護者の満足度の向上を目指し、教育内容の充実や国際化への対応と研究活動の活性化など、今後の新たな課題に対する戦略的な投資を進めて参ります。

本学院は、このように更なる教育基盤の充実を図るため「光星学院イノベーションプログラム（基金）」を平成19年度に創設いたしました。

さらに、この地域が住みよい町となり、地域全体が助け合う精神から成り立つ都市のシステムを未来の子どもたちに伝えていく教育を推進するためにも、「光星学院イノベーションプログラム（基金）」の意図するところをご理解賜り、格別なるご協力をお願い申し上げます。

学校法人光星学院  
理事長 法官 新一

### 《実施内容（教育環境整備）》

- ・八戸学院幼稚園園舎の建設
- ・八戸学院光星高等学校校舎の建替
- ・八戸学院大学短期大学部看護学科の設置（総合実習館の建設）
- ・八戸学院野辺地西高等学校多目的屋内スポーツ施設の建設
- ・八戸学院室内練習場の建設
- ・八戸学院大学短期大学部幼児保育学科棟の建設
- ・美保野キャンパス内の人工芝グラウンド整備、駐車場拡張工事、八戸学院トレーニングセンターの設置 他

## 寄付の概要

【名称】光星学院イノベーションプログラム（基金）

【設置目的】教育内容の拡充を支える教育環境刷新

【使途】(1) 教育環境整備

施設・設備等の拡充、施設の統廃合や新設、耐震補強の実施等

(2) 教育改革

教育改革に対する助成、地域との連携活動の展開、ICT技術の導入による教育の質向上等

(3) 教育支援

優秀な学生等への育英・奨学制度、留学生へ支援、教育・研究活動への支援等

教育内容（ソフト）・教育環境（ハード）両面の創造的刷新が「イノベーション」です。

## 募集対象と寄付金の目安

任意ではありますが趣旨にご賛同のうえ、ご協力をお願いいたします。

○個人（卒業生・保護者を含む） 一口1万円 年1口以上

○法人、団体 一口1万円 年3口以上

## お申込み方法

本学院に対するご寄付は税制上の優遇措置を受けることができます。（裏面参照）

### 1. 個人、団体、特定公益増進法人に対する寄付金制度を利用の法人

- ① 寄付申込書に必要事項をご記入のうえ、事務局へお送りください。（お電話でのお申込みも可能です。）
- ② 振込依頼書に必要事項をご記入のうえ、指定の口座へお振込ください。（振込手数料は、お振込人負担となります。）

### 2. 受配者指定寄付金制度を利用の法人

- ① 寄付申込書に必要事項をご記入のうえ、事務局へお送りください。（お電話でのお申込みも可能です。）
- ② 別途、手続きに必要な書類をお送りいたします。

## 受領書の送付

### 1. 個人、団体、特定公益増進法人に対する寄付金制度を利用の法人

#### ▼個人

ご入金確認後、「受領書（特定公益増進法人である証明書⑤を含む）」ならびに「税額控除に係る証明書⑥」を発送いたします。

#### ▼団体、特定公益増進法人に対する寄付金制度を利用の法人

ご入金確認後、「受領書（特定公益増進法人である証明書⑤を含む）」を発送いたします。

### 2. 受配者指定寄付金制度を利用の法人

ご入金確認後、日本私立学校振興・共済事業団より本学院に「寄付金受領書」が届き次第、発送いたします。

※本学院に届くまで2～3週間（決算期には1ヶ月程度）かかります。

## ご芳名の公表

寄付申込書にご記入いただいたご芳名を、学院広報誌「キャンパス八戸学院」の寄付者ご芳名欄へ掲載させていただいております。

※ご希望によりご芳名を掲載しないことも可能です。

## 個人情報の取り扱いについて

ご寄付をいただいた方の個人情報については、受領書の発送、寄付者名簿作成のみに利用させていただきます。

※学校法人光星学院では、本学院が所有する個人情報の取り扱いに関する基本的事項を「個人情報保護規程」に定め、個人情報の適正な管理と保護に努めています。